

令和7年度 家賃算定のために 「収入申告書」の提出をお願いします

令和6年8月
福知山市建設交通部建築住宅課

皆さんがお住まいの住宅家賃を決定するために収入申告書の提出が必要です。
この案内書をよくご確認のうえ、下記期限内に必ず、提出していただきますようお願いいたします。
(福知山市営住宅条例第19条第1項及び第2項による)

提出期限：令和6年9月6日(金)

提出方法：同封の返信用封筒による郵送(切手不要)

郵送での受付を行いますので、ご協力をお願いします。

収入申告書は、すべての方に提出していただく必要があります。

※名義人の方が、認知症等により申告することができない場合は、収入申告書の提出は不要です。

該当される場合には、建築住宅課までご連絡ください。

※収入申告書の提出がない場合は、法律で定められた計算方法によりお住まいの住宅の最高家賃に決定することになりますので、ご注意ください。

＜来年度の家賃決定について＞

市営住宅の家賃は、①世帯の収入 ②住宅の広さ ③建設されてからの経過年数 などによって決定します。
このため入居者の皆さんの世帯収入を把握するために、毎年「収入申告書」を提出していただいております。

収入申告書に基づき、収入月額(認定額)を決定し「収入認定通知」と、令和7年度の「家賃決定通知」を令和7年2月頃に送付する予定です。

ご不明な点やご質問がありましたら下記までお問い合わせください。

〈お問合せ先〉〒620-8501 福知山市字内記13番地の1
福知山市建設交通部建築住宅課 住宅管理係
お問い合わせ受付時間 8:30 ~ 17:00 (土日祝日を除く)
電話番号 0773-24-7053 (直通)
FAX 番号 0773-23-6537 (代表)
Email kentiku@city.fukuchiyama.lg.jp

裏面に提出書類の説明があります。確認いただき提出漏れの無いようお願いいたします。

【提出書類】

1、 収入申告書（緑の用紙） ※すべての方に提出していただく必要があります。

※名義人の方が、認知症等により申告することができない場合は、収入申告書の提出は不要です。
該当される場合には、建築住宅課までご連絡ください。

- 提出日、氏名（名義人）、電話番号を記入してください。
- 「マイナンバーに変更はありません。」にチェック☑を入れてください。
マイナンバーに変更がある場合には、建築住宅課までご連絡ください。
- 現在、居住している方全員が記載されているか確認してください。
記載された入居者の氏名・生年月日を確認し、必要事項（収入金額、職業、勤務先）等を記入してください。世帯員の転出入等の増減により、実際の居住状況と異なる記載の場合には、建築住宅課までご連絡ください。

2、 世帯の状況によって提出していただく書類

① 令和5年1月2日以降に就職・転職・開業された方

- ・給与支払証明書（給与所得者の方）水色用紙（複数お勤めの場合すべての勤務先で証明を受けてください。様式コピー可）
- ・営業実績明細書（営業所得者の方）桃色用紙

② 令和5年1月2日以降に年金を受給された方

- ・年金振込 通知書の写し
 - ・直近の振込額が記載された通帳のページの写し
- } のいずれか

③ 令和5年1月2日以降に離職又は廃業され、現在収入のない方

- ・離職証明書または廃業申告書の写し
 - ・雇用保険受給者資格証明書の写し
 - ・無職・無収入申告書（建築住宅課までご連絡ください）
- } のいずれか

④ 障害者手帳等の交付を受けておられる方

- ・身体障害者手帳の写し
- ・療育手帳の写し
- ・精神障害者保健福祉手帳の写し
- ・戦傷病者手帳の写し
- ・原子爆弾被害者 特別手当証書の写し

※昨年度収入申告時に提出され、提出後再交付や等級変更がなければ提出不要です。

⑤ ひとり親に該当する方

- ・児童扶養手当証書または福祉医療費受給資格者証の写し

⑥ 生活保護を受給されている方

- ・生活保護受給証明書（昨年度から引き続き受給されている方は不要）

⑦ その他

- ・ハンセン病療養所入所証明書、引揚者証明書等の写し

書類提出後に収入額や世帯員に増減があった場合は、その都度お知らせください。
収入月額や家賃額が変更になる場合があります。